

令和4年7月定例会

教育長報告

久喜市教育委員会

資 料 目 次

- ア 令和4年度久喜市一般会計補正予算（第5号）（案）に係る
意見聴取について・・・・・・・・・・・・・・・・・・別冊
- イ 久喜市議会令和4年6月定例会議市政に対する質問（教育委
員会関係）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ウ 久喜市議会令和4年6月定例会議提出議案・議決結果（教育
委員会関係）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- エ 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について・・・・・・・・・・ 25

イ 久喜市議会令和4年6月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）
について

発言番号 1-1

通告第 4 号

齊藤 広子 議員

《質問事項》

4 図書館の利便性の向上で子供たちに良書の提供を

《質問の要旨》

- (1) 令和4年2月に行ったアンケート調査について、分析した改善点についてどのように考えているか伺う。
- (2) 小学校にサテライトを作り「読みやすい、借りやすい、返しやすい」図書館の環境を整備していくべきと考えるがどうか。
- (3) 久喜市での子ども司書の育成の取り組みについて伺う。
- (4) 出前講座として、図書館司書が学校で電子図書館の使い方講座を行い、タブレットを活用して読書推進をできないか伺う。

【答弁原稿】

大項目4のご質問に対し、順次、ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

アンケート調査の結果によりますと、図書館の利用動機として、電子図書館やフリーWi-Fiなど、デジタル技術を活用したサービス提供へのニーズが高くなってきていると考えております。

このようなことから、指定管理者からは、市内小・中学校のタブレット端末の普及状況を考慮し、学校単位で電子図書館を利用する事業を連携して行う提案を受けたところでございます。

今後、各学校と協議を進め、児童生徒の電子図書館の利用促進につなげてまいりたいと考えております。

次に(2)でございます。

ご提案いただきました、小学校への「図書館サテライト」の設置でございますが、本市において実施するためには、職員配置や運営方法など、いくつかの課題があるものと考えております。

江戸川区立中央図書館に確認したところ、オートロックの導入や、インターフォンによる本人確認などの防犯対策を実施した上で開設されており、本市の小学校で実施するためには、同様の防犯設備が必要であると考えております。

教育委員会といたしましても、「読みやすい、借りやすい、返しやすい」読書

環境を整える必要性は十分認識しておりますことから、今後、どのような手法がとれるのか検討してまいります。

次に、(3)でございます。

現在、市立図書館4館において小学生を対象とした「子ども1日図書館員」事業を開催し、図書館の仕事や仕組みを学んでいただいております。

ご提案いただきました「子ども司書」でございますが、育成講座を行うことにより、図書館への理解が深まるとともに、子どもの読書活動を推進するリーダーとして活躍していただくことで、学校や家庭、地域を巻き込んで読書の輪が広がり、読書活動の推進が図られることが期待されるものでございます。

今後におきましては、既存の「子ども1日図書館員」事業を「子ども司書」育成プログラムへと発展させるよう検討を進めてまいります。

次に(4)でございます。

市立図書館の司書が学校へ伺い、子どもたちに電子図書館の使い方を教えることは、その活用を図る上でも有意義なことと考えております。

今後におきましては、学校と協力し、タブレットを活用した講座の実施について協議してまいります。

発言番号	1-2	通告第	12号	田村 栄子 議員
------	-----	-----	-----	----------

《質問事項》

3 タブレット端末による小学生への影響は

《質問の要旨》

日本全国一斉にタブレットが学習端末として、小学生に貸与され同じ環境で勉強できることは喜ばしいことである。しかし、これらデジタル機器の多用で健康面並びに教育面で小学生に何らかの問題が発生していると言われている。

- (1) デジタル端末機器の多用は子どもの思考力を奪ってしまうのではないか。
- (2) 子どもの視力低下を招いているのではないか。
- (3) ゲームや動画を1日何時間と定めているか。
- (4) 適正な使用ルールを定めるべきであるが如何か。
- (5) 紙とデジタル、それぞれにメリット、デメリットがあると言われているが如何か。
- (6) 家庭で管理できない機器を子どもに与えるなどの親の声もあるが如何か。
- (7) 学年毎にデジタル機器の使用は異なると考えるが如何か。
- (8) 学校や家庭で学業のためのタブレット使用后、学業以外の使用の対応は如何か。

【答弁原稿】

大項目3のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

学習者用端末を利用した授業では、個人で調べたことや考えたことを、タブレットに記入すると、それぞれの考えが大型提示装置に表示できます。これをもとに互いに意見を出し合い、自他の考えを協働して比較検討しますので、これまで以上に児童生徒の思考力を向上させることができます。

一方で、文章理解力や豊かな創造性を高める観点から紙面教材を活用した「言語活動」も重視しており、学習者用端末とのベストミックスにより、子どもたちの思考力・判断力・表現力等の育成に努めています。

次に、(2)でございます。

ICTの本格活用に当たり、教育委員会では児童生徒の健康、特に目の健康に配慮する必要があることから、文部科学省が平成26年に示した「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」及び、平成30年に示した「デジタル教科書の効果的な活用の在り方に関するガイドライン」等を基に、教室の明るさや画面への映り込みの防止、タブレット端末を利用する際の姿勢等を指導しております。したがって、これまで各学校からICT機器の活用が児童生徒の視力低下を招いたとの報告は受けていないところでございます。

次に、(3)でございます。

ゲームや動画の視聴時間について、本市では平成27年に作成し、令和3年に改定した「久喜市版3つのスマホルール」を基に、ゲームや動画の視聴時間、使用環境も含めてルール作りを進めております。特に、ゲームや動画視聴は家庭で利用することが多いことから、各家庭で利用時間等のルールを定めていただいております。

次に、(4)でございます。

学習者用端末の使用にあたっては、児童生徒・保護者向けに「Chromebookご利用の手引き」を令和3年2月に作成し、Chromebookの利用上の注意事項や情報モラルに関わる事項、オンライン授業の受け方等についてルールを定め、学校内だけでなく、御家庭でも遵守していただくようお願いをしております。

次に、(5)でございます。

紙とデジタル教材のメリット、デメリットの一例として、文部科学省が示した令和2年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」報告書には、「デジタル教科書は、試行錯誤しながら教科書上で書いたり消したりすることが容易にできる。」これに対し、「ノートは、書いたり消したりするのに時間がかかるが、自身の考えを紙面に残すことができ、後から振り返ることが容易である」とあります。

このことから教育委員会では、授業の内容や児童生徒の実態に応じて紙面による教材とデジタル教材のメリットを選択したり、併用したりしながら効果的に授業が行えるよう指導をしております。今後も引き続き、従来の教材や指導法と ICT 機器の効果的な活用のベストミックスの推進を図り、すべての子どもたちの可能性を引き出す質の高い授業の実現に努めてまいります。

次に、(6) でございます。

令和3年に策定した「久喜市児童生徒保護者向けサイト」の「Chromebook ご利用の手引き」により、学習者用端末の利用目的や健康、安全等についてのルールを設定し、保護者に協力を依頼しております。また安全に端末を利用するため「有害サイトを閲覧できないようにする」「不要な情報を遮断する」ためのフィルタリング設定を行っております。今後も家庭における児童生徒の端末機器を安全に利用するために、情報モラルを児童生徒に身に付けられるよう、学校と家庭が連携しながら、児童生徒の情報活用能力の育成に努めてまいります。

次に、(7) でございます。

各学校は教材や学習ツールの一つとして ICT 機器を積極的に活用しておりますが、各教科等の特質や学習過程・発達段階により、活用する目的や場面が異なります。したがって学年により利用するアプリケーションや利用時間についても違いがございます。

次に、(8) でございます。

先ほどご答弁申し上げた児童生徒・保護者向けの『Chromebook ご利用の手引き』には、タブレット端末貸与の目的を『学校で使う Chromebook は学習のために使います。学習に係ること以外に使ってははいけません。』と明記し、学習以外には使用しないことを児童生徒に指導するとともに、保護者にも協力をお願いしております。

今後も、子どもたちの豊かな学びを実現し、持続的な社会の担い手となるよう学習者用端末の効果的な活用に努めてまいります。

発言番号	1-3
------	-----

通告第	10号
-----	-----

大橋	きよみ	議員
----	-----	----

《質問事項》

2 久喜市のヤングケアラー支援

《質問の要旨》

病気の家族の介護や、幼いきょうだいの世話を担う18歳未満の子ども「ヤングケアラー」について、早い段階から議会で質問してきた。

その結果、ワンストップで分かりやすい相談窓口の設置・町内及び他機関との

連携体制など、令和5年度、包括的な相談支援体制を構築するとしている。

国は令和3年度補正予算及び令和4年度予算にヤングケアラー支援の予算を盛り込み、全国の自治体で活用できるよう連携を進めていくとしている。また、厚生労働省から「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」も示された。国からの支援を受け、本市の取り組みを改めて伺う。

- (1) 久喜市におけるヤングケアラー実態調査・把握について伺う。
- (2) スクールソーシャルワーカーは令和3年度2名を配置していたが、教育相談体制の充実やヤングケアラー支援のための配置を考えた時、2名の配置で適切か伺う。
- (3) ヤングケアラーサポートクラスの久喜市での実施について伺う。

【答弁原稿】

大項目2の(1)のうち、教育委員会の所管部分及び(2)(3)のご質問に対して、順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

令和4年6月に、小学生4～6年生及び中学生1～3年生を対象にアンケートを実施したところ、「自分がヤングケアラーにあてはまると思う」と回答した小学生は2.9%、中学生は1.9%でございました。

次に(2)でございます。

スクールソーシャルワーカーは、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、当該児童生徒の課題解決を図るためのコーディネーター的な役割を担っております。そのため、スクールソーシャルワーカーを配置することにより、教育相談体制の充実が図られますので、ヤングケアラーの状態にある子どもたちを支援するためにも重要なことと考えます。現在、教育委員会には埼玉県が配置した1名に加え、本市で独自に1名を採用し、計2名のスクールソーシャルワーカーが、計画的に学校を訪問したり、緊急な案件に対応したりしております。本市にも「日常的に家族の世話をする」「家族の代わりに家事を担っている」児童生徒がおりますので、スクールソーシャルワーカーが学校や関係機関との連携を進めています。今後、ヤングケアラーの支援のため、スクールソーシャルワーカーの活用機会も増えることが考えられますので、状況を見極めながら必要な配置に努めてまいります。

次に、(3)でございます。

ヤングケアラーサポートクラス事業は県教育委員会が教職員や生徒、保護者を対象にヤングケアラーに対する理解を深め、学校における相談支援を充実さ

せることを目的として、昨年度より実施しているものです。教育委員会では、県教委に対しヤングケアラーサポートクラスの開催について強く要請したところ、今年度、市内の小学校において実施することとなりました。開催時期及び実施方法、実施内容につきましては、現在、県や実施校と協議しているところでございます。

ヤングケアラーは、「見ようとしなければ見えない存在」であり、また、児童生徒自身が負担感を感じていなかったり、「そっとしておいてほしい」と考えたりがちなことから、繊細な配慮が求められます。そのため、教育委員会では関係機関等との連携・相談についても、個々の状況に応じたきめ細やかな支援に努めてまいります。

発言番号	1-3
------	-----

通告第	10号
-----	-----

大橋	きよみ	議員
----	-----	----

《質問事項》

4 菖蒲南中学校跡地活用について

《質問の要旨》

- (1) 校舎・体育館の状態、維持管理費、再利用時の修繕費用、取壊し費用について伺う。

【答弁原稿】

大項目4の(1)のご質問のうち、教育部の所管部分についてご答弁申し上げます。

旧菖蒲南中学校につきましては、中学校として利用していた際に、大きな修繕を必要とする箇所はございませんでした。

また、現状を確認したところ、破損などの異常は認められておりません。

施設の維持管理費といたしましては、建物の機械警備業務や消防設備の点検業務など、令和4年度予算に1,120万円程度を計上しているところでございます。

発言番号	1-3
------	-----

通告第	10号
-----	-----

大橋	きよみ	議員
----	-----	----

《質問事項》

5 菖蒲中学校スクールバス停留所の改善

《質問の要旨》

自転車置き場が確保されている場所に、屋根を設置し、雨天の際だけ自転車置き場でバスを待つような体制にすべきと考える。

また、鎮守の森公園の乗り場は、公園駐車場の中にバス停を移動し、自転車置き場に屋根を設置するなど、生徒が濡れないように配慮すべきと考えるが如何か。

【答弁原稿】

大項目5のご質問に対してご答弁申し上げます。

菖蒲中学校スクールバスの乗降場所は、生徒の待機場所やバスの停車スペースなどを考慮し、保護者からご意見を伺いながら、新校設立準備委員会において協議した結果、5か所を設定することとしたところでございます。

また、乗降場所までの移動は、徒歩を想定していたところでございます。

その後、保護者から乗降場所に駐輪場設置の要望がありましたことから、教育委員会が窓口となり、乗降場所付近の施設の管理者及び土地所有者にご説明し、駐輪のご了解をいただいたところでございます。

また、乗降場所につきましては、バスを利用する生徒の入学及び卒業に伴い、毎年度見直しを行うこととしており、位置を変更する可能性がございます。

このようなことから、屋根の設置は考えていないところでございます。

発言番号 1-4	通告第 14号	瀬川 泰祐 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

2 再開しつつある市民活動の活性化について

《質問の要旨》

(2) 市民活動、文化芸術振興等に対する支援・活性化対策について、久喜市としての方針を伺う。

【答弁原稿】

大項目2の(2)のうち、教育部が所管する部分のご質問に対してご答弁申し上げます。

本市では、吹奏楽フェスティバルや街かどコンサートなどの各種文化振興事業の実施や、市内各地区で行われる文化祭を共催するなど、市民の文化芸術活動の支援・活性化を図っているところでございます。

また、文化団体の健全な育成と、文化振興事業の円滑な推進を図るため、文化

団体連合会に補助金を交付して、その活動を支援しております。

このような中、令和2年度及び3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の文化振興事業が中止や、オンラインによる開催を余儀なくされたところでございます。

令和4年度につきましては、ウイズコロナを見据えた感染防止対策を徹底し、吹奏楽フェスティバルなどでは有観客での実施に加え、インターネットを活用したライブ配信を行い、文化芸術活動の活性化を図ってまいりたいと考えております。

発言番号 1-4	通告第 14 号	瀬川 泰祐 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

4 パラスポーツの活用について

《質問の要旨》

「健幸・スポーツ都市」宣言市として、スポーツをより有意義に活用するためにも、学校教育現場において、積極的にパラスポーツを活用してみてもどうか。共生社会実現のためには、教育現場における体験学習の機会が非常に重要だと考えるが、久喜市の所見を伺う。

【答弁原稿】

大項目4のご質問に対してご答弁申し上げます。

久喜市は、令和2年3月8日に、スポーツや運動等を通じて誰もが心身ともに健康となり、躍動する活気あふれるまちを目指し、「健幸・スポーツ都市」を宣言しました。この宣言を受け、各学校では健康づくりへの意識をさらに高め、一人ひとりが自分に合った運動やスポーツに親しみ、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成に取り組んでいます。

小中学校におけるパラスポーツの取り組みは、児童生徒のスポーツの価値、異文化、とりわけ共生社会への理解を深める機会となり、教育的価値の高いものであると考えます。

本市では平成29年より「東京2020オリンピック・パラリンピック教育実施校」として市内全ての小中学校が指定を受け実践を重ねてきたことで、児童生徒のパラスポーツへの関心が高まりました。各学校では、体育の授業や特別活動における学校行事として「ポッチャ大会」を実施したり、体育と他教科との関連を考慮した教科横断的な取り組みとして「福祉」や「共生」をテーマに「ゴールボール」や「シッティングバレー」といったパラスポーツを体験したりするなど

積極的に取り組んでおります。また、パラアスリートを外部指導者として招聘して講演会を開催したり実技指導を行ったりするなど、工夫した学習をしています。子どもたちからは、「体が不自由でもみんなで楽しめるスポーツがたくさんあって驚いた。実際に体験できて興味がわいた。」「今までは障がいがある人にかわいそうだと思ったこともあったが、選手のみなさんに会って優れたところがたくさんあることが分かり考えが変わった。」などの感想が寄せられています。

教育委員会といたしましては、今後も小中学校と情報を共有し、関係各課、団体等と連携しパラスポーツの体験の場や機会を充実させ、共生社会の実現を促進してまいります。

発言番号 2-1	通告第 1 号	渡辺 昌代 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

1 小中学校の体育館へクーラーの設置を決断すべき

《質問の要旨》

- (1) 今年は5月から真夏日が出るほどであり、7月～9月の体育館での授業や部活動は子ども達の命の危険もあるのではと思われる。今年の体育館における夏の暑さ対策を教育委員会ではどのように考えているのか伺う。
- (2) 昨年中学校にクーラーを設置した蕨市を参考にして、久喜市もクーラーを設置すべきではないか。いかがか伺う。

【答弁原稿】

大項目1のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

現在市内小中学校の体育館における授業や部活動では、熱中症対策として、毎朝の健康観察や検温により、児童生徒の健康状態を把握することはもとより、活動時間内において適宜休憩時間を確保するとともに、こまめに水分補給をする時間を設けております。

また、学校に設置されている気温計や熱中症計、熱中症警戒アラート等で情報収集を行い、暑さ指数(WBGT)を基準として運動、体育館の授業や部活動等の実施の目安として活用し、熱中症対策をしております。

未だ新型コロナウイルス感染症が終息しておりませんが、児童生徒の間隔を十分確保し、呼吸が激しくなるような運動を避ける場合は、体育館の授業ではマスクの着用は必要ないことを指導しています。

次に、(2)でございます。

現在、学校施設につきましては、トイレの洋式化を中心とした大規模改造工事や体育館における非構造部材の耐震化工事に重点的に取り組むこととしております。

そのような中、学校の体育館は授業や部活動のほか、災害時の避難所としても利用されており、近年の暑さ対策としてエアコン設置は有効であると考えられますことから、引き続き、国や他の自治体の動向を注視してまいります。

発言番号 2-1	通告第 1 号	渡辺 昌代 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

3 菖蒲中学校のスクールバスは夏期・冬期の部活動でも運行すべき

《質問の要旨》

- (1) 「スクールバスは学校の登校日に運行する」とされ、夏休み・冬休みの部活動の際には運行しないとしている。理由を伺う。
- (2) 「通学距離が5kmを超え、広域農道の横断が危険であり、人家が少ない田園地帯の道路を通行しなければならず、通学上の課題が多いことからスクールバスを運行する」としている。「学校の登校日以外は除外される」ものなのか、伺う。
子ども達の安全と健康を真剣に考え対処すべきではないか、伺う。

【答弁原稿】

大項目3のご質問に対してご答弁申し上げます。

(1)、(2)は関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

スクールバスにつきましては、授業や行事など課業日の登下校の際に運行しているところでございます。

また、夏休みなどの休業日の部活動におけるスクールバスの運行につきましては、各部活動の活動日時やグラウンド及び体育館の使用時間を統一していただくなどの調整が難しいことから、効率的なバス運行が困難であり、計画しなかったところでございます。

このようなことから、休業日の運行につきましては、現時点では考えていないところでございます。

《質問事項》

1 学校の諸問題対応能力の向上を

《質問の要旨》

近年、保護者や地域の方が、学校や教職員に求める声が多様化・複雑化しており、時に理不尽な要求を執拗に長期にわたって繰り返されることがある。その結果、学校や教育委員会がその対応に追われ、執務の執行や精神衛生上に支障をきたすケースもあり得る。これでは本来の教育活動に専念することができず、子どもたちは当然のこと、結果として保護者や地域にも悪影響を及ぼす。

こういった課題に対し、市教育委員会及び学校はこれまでも様々な対策を講じてきたとは思いますが、これらの対策が実情にあっているのか検証が必要であると考え、以下伺う。

- (1) 学校に届く理不尽な要求に対する一般的な対応方法を伺う。
 - ア 保護者
 - イ 保護者以外
- (2) 教育委員会に届く理不尽な要求に対する一般的な対応方法を伺う。
 - ア 保護者
 - イ 保護者以外
- (3) 理不尽な要求の具体的内容について、教育委員会が把握している中で代表的なものを例示していただきたいかがか。
- (4) 学校及び教育委員会で共有する対応マニュアルや勉強会等はあるのか伺う。
- (5) 学校或いは学校長の電話機に、通話録音を事前に告知する機能を搭載する考えはあるか伺う。
- (6) 警察との連携、県教育委員会の各種対策(相談窓口、スクールロイヤー等)の連携状況を伺う。

【答弁原稿】

大項目1のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)のアでございます。

教育の基盤は「信頼関係」であります。児童生徒は勿論ですが、保護者や地域との「信頼」があって初めて効果的な教育活動が実現できます。しかし近年、教育に対する考え方の多様化や、地域コミュニティの希薄化などにより、学校に対して様々な要求や要望が寄せられております。

保護者から学校に届けられる理不尽と思われる要求に対しては、管理職に報告するとともに学級担任をはじめとする当該問題を担当する教職員を中心として、複数で対応しております。保護者の訴えをしっかりと聞き時系列に記録を正確にとるとともに、連絡・報告の体制を整備し、管理職も含めた組織的な対応を行い、学校全体で情報を共有するようにしております。

次に、イでございます。

保護者以外から寄せられる要求等については、原則として管理職が窓口となっておりますが、必要に応じて当該問題を担当する教職員を含めた対応しております。

学校は地域との連携が不可欠でありますので、地域の皆様から届けられる要望等については、誠意をもって対応しておりますが、実現が困難な内容については、理由を説明して納得していただくよう努めております。

なお、学校だけで対応できない場合などには、教育委員会に報告することとしており、教育委員会の指導主事等を学校に派遣するなどして、共に解決に取り組んでおります。

次に、(2)でございます。アとイにつきましては関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

教育委員会に寄せられる理不尽と思われる要求に対しては、保護者・保護者以外のどちらにおいても、当該問題を担当する指導主事が相手の主訴と状況に鑑みながら丁寧な対応を心がけております。傾聴することで、理不尽と思われる要求をする方の心が落ち着くということも数多くございます。解決が困難なケースや権限が異なる場合は県教育委員会に報告し、連携して対応しております。また、明らかに理不尽な要求で、激しい暴言や強迫的な言動があった場合は警察に通報することとしております。

次に、(3)でございます。

理不尽と思われる要求についての例として、校外で起きた児童生徒間のトラブルについて、本来は保護者間で解決すべきことを、学校に対し執拗に調査・説明を要求したり相手方への謝罪や慰謝料を求めたりするもの、また、この件について対応した教職員に対しても謝罪や懲戒処分を要求するようなものがございます。

次に、(4)でございます。

学校教育にとって大切なことは、保護者等との良い人間関係を作ることです。本市の学校では保護者等に対し、日常的に情報を発信し、コミュニケーションづくりに努めていますが、保護者の対応に苦慮する教職員もおります。そこで各学校では、理不尽と思われる様々な要求や要望に対する「対応マニュアル」等を作成し対応しております。

また、校長会、教頭会等において、他市町で起こった事例を取り上げ対応を検証したり、夏季休業中に行われる研修会において、心理専門員による保護者への適切な対応等についての研修を行ったりしております。

次に、(5)でございます。

現在、各学校に設置されている電話機には、通話録音を事前に告知する機能はございませんが、理不尽と思われる要求、要望が電話で寄せられた際に備え、その機能の搭載について学校と協議してまいります。

次に、(6)でございます。

保護者等の価値観が多様化したことや、地域や保護者間の関わりが希薄化したことなどにより、保護者等が直接学校に尋ねることが増え、その中には理不尽と思われる要求、要望もございます。このことが原因で、心身に故障をきたす教職員が出ることや教育活動に支障が出るのが懸念されますので、警察との連携や県教育委員会の相談窓口、スクールロイヤー等の活用が必要となるケースも出てくるのが考えられます。

学校と警察との連携につきましては、平成15年に「学校と警察署との連絡等に関する協定書」を締結しており、学警連として迅速な連携を図る体制が整っております。

また近年は、訴訟や賠償を求められるなど、学校だけでは対応が困難な案件が発生することも予測されますので、弁護士等、スクールロイヤーの存在は、円滑な学校運営・教育活動を行う上で心強いものになると考えております。

県においては各教育事務所に「学校問題解決支援チーム」が設置され、また令和2年度からは「スクールロイヤー制度」が創設され、学校問題解決のためのスクールロイヤーが活用できる体制が整備されておりますので、必要に応じ関係機関と連携して対応してまいります。

発言番号	2-3
------	-----

通告第	3	号
-----	---	---

石田	利春	議員
----	----	----

《質問事項》

3 物価の急騰から市民生活を守る施策が問われている

《質問の要旨》

(3) 学校給食費の無償化について伺う。

【答弁原稿】

大項目3の(3)のご質問に対して、ご答弁申し上げます。

学校給食費につきましては、学校給食法により、学校給食を受ける児童生徒の

保護者が負担することが規定されております。

このような中、本市では令和元年度から多子世帯の保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進するため、児童生徒を3人以上養育している保護者に対し、学校給食費の補助を行っているところでございます。

このようなことから、全ての児童生徒の学校給食費を無償にすることは考えておりません。

発言番号 2-4	通告第19号	成田 ルミ子 議員
----------	--------	-----------

《質問事項》

2 公民館のコミュニティセンター化について

《質問の要旨》

- (1) 令和5年度に予定されている公民館のコミュニティセンター化について、利用団体や社会教育委員など関係各位に意見を聞き、議論をする時間が必要と考えるが、十分な議論をしているのか。
- (2) 公民館利用団体は、コミュニティセンター化による現在の状況との変化を危惧しており、今後、説明の機会をどのように考えているのか。また実施の場合、公民館を廃止せず清久コミュニティセンター・西公民館のような併設とし、公民館と自治会、学校で連携してきた事業を継続していくべきである。
- (3) コミュニティセンター化ではなく、各地域の生涯学習センターとして、生涯学習をさらに発展する場にすべきではないか。市の考えを伺う。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対して、順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

現在、公民館を利用している団体に対しましては、公民館がコミュニティセンターになった後も、これまでと同様に利用できることをお知らせしております。今後は、コミュニティセンター化に向けて、教育委員会の会議において、協議、決定してまいります。

次に、(2)でございます。

各公民館内にコミュニティセンター化の予定に関するお知らせを掲示するとともに、各利用団体に対しては、利用申請時等の機会を捉え、個別にお知らせしております。

併せて、市民の皆様には市ホームページ等で周知を図っております。

また、これまで実施してきた公民館事業を引き続き、コミュニティセンター化後も行ってまいります。

次に、(3)でございます。

公民館がコミュニティセンターになった後も、これまで公民館を利用している団体の活動の拠点として、引き続き利用できるものでございます。

発言番号 2-4	通告第 19 号	成田 ルミ子 議員
----------	----------	-----------

《質問事項》

3 学校給食について

《質問の要旨》

- (1) 物価高騰により、食材費のやりくりが必要と考えるが、現況を伺う。
- (2) 物価高騰で食材費を市で負担している部分はあるのか伺う。
- (3) 学校給食食材の高騰で献立の品数や質が損なわれないようすべきだが、その負担はどうするのか。市長に伺う。

【答弁原稿】

大項目3の(1)及び(2)のご質問に対して、ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

物価高騰の影響により、学校給食の食材価格も上昇しておりますが、現時点においては、献立に使用する食材の組み替えなど、工夫を凝らすことにより、栄養価を満たした、これまでと同等の献立内容の学校給食を提供しているところでございます。

次に、(2)でございます。

食材費につきましては、保護者からお預かりしている学校給食費で賄っており、現時点では、市の負担はございません。

大項目3の(3)のご質問に対して、ご答弁申し上げます。

私は、本市の未来を担う子どもたちを育むために、栄養バランスに優れた安全・安心でおいしい学校給食を安定的に提供することは重要であると考えております。

物価高騰を受け、学校給食センターでは、学校給食の質が損なわれないよう、様々な工夫を行い、児童生徒に給食を提供しております。

今後につきましては、物価の動向を見極め、保護者の皆様の負担を増やさないよう対応してまいります。

《質問事項》

1 子どものマスクの着用について

《質問の要旨》

- (2) 子ども達のマスク着用に関する健康リスクをどのように捉え、児童生徒に周知しているか伺う。
- (3) 児童生徒、保護者からのマスク着用に関するクレームや要望などの現状について伺う。
- (4) 学校の登下校や部活動などの場面におけるマスク着用の必要性をどのように捉えているのか伺う。

【答弁原稿】

大項目1の(2)、(3)、(4)のご質問に対してご答弁申し上げます。
はじめに、(2)でございます。

マスク着用については、文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が示されており、その中で熱中症になるリスクや十分な呼吸ができなくなるリスクが懸念されております。

そのため、教育委員会では、感染症対策や健康管理に関する国や県からの最新情報を受け、改めて児童生徒への指導や保護者への周知を丁寧に行うよう、令和4年5月に小・中学校に対して通知し、子ども達の健康保持を図っているところでございます。

この通知に基づき、児童生徒を指導しておりますが、例えば、屋外で十分な距離を確保したうえでの体育の授業や、登下校の際など、マスクをしなくてもよい場面でも、感染への不安からマスクを外さない児童生徒がおります。

このようなことから、適切なマスクの着用について、引き続き指導してまいります。

次に、(3)でございます。

令和4年度におきましては、5月末日現在で、マスク着用に関して、児童生徒の保護者から2件のご意見をいただいております。

その内容につきましては、いずれも「マスクを外した方が良いのではないか」、との趣旨でございました。

次に、(4)のアからオについては、関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

マスク着用の必要性については、令和4年5月24日付けの文部科学省通知

において、身体的距離が確保できるか、会話を行うかなど複数のパターンに区別して示されているところでございます。

概要を申し上げますと、身体的距離が確保できない場合においては、屋外で会話をほとんど行わない場合を除き、マスクの着用が推奨されているところでございます。

また、身体的距離が確保できる場合においては、屋内で会話を行う場合のみ、マスクの着用が推奨されているところでございます。

教育委員会では、この通知に基づき、令和4年5月27日付けで、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について、市内の小・中学校に対し、周知をしたところでございます。

このようなことから、アからオについては、身体的距離、会話の有無、屋内か屋外かなど、状況に応じて個別に判断することになります。

発言番号 3-2	通告第 6 号	春山 千明 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

- 4 学校給食の地産地消をさらに進めエシカル給食先進地を目指すべきだがいかがか伺う

《質問の要旨》

- (1) 学校給食で使用している特別栽培農産物の現在の状況について伺う。
(3) みどりの食料システム法案の成立により、学校給食のエシカル給食への推進について伺う。

【答弁原稿】

大項目4の(1)及び(3)のご質問に対して、ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

令和3年度の学校給食における久喜市産農産物の使用量は、決算見込値でございますが、4万5,853キログラム、このうち特別栽培農産物の使用量が2万2,051キログラムでございます。

令和2年度の久喜市産農産物の使用量は、4万4,325キログラム、このうち特別栽培農産物の使用量が2万331キログラム、令和元年度の久喜市産農産物の使用量は5万2,401キログラム、このうち特別栽培農産物の使用量が2万602キログラムでございます。

直近の3年間の特別栽培農産物の使用量につきましては、増加の傾向が見られるところでございます。

次に、(3)でございます。

令和4年5月に、生産から消費まで環境負荷の低減に資する取り組みを推進することを基本理念とした「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」、通称「みどりの食料システム法」が公布されました。

学校給食におきましては、この法律の主旨に基づき、更なる地産地消の推進や食品ロスの削減に努め、人や社会、環境、地域に配慮したエシカル給食の一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

発言番号 3-3	通告第 9 号	貴志 信智 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

5 第3子給食費無償化の適用範囲を拡大するべき

《質問の要旨》

学校給食費の補助の適用範囲を拡大するべきと考えるが、見解を伺う。

【答弁原稿】

大項目5のご質問に対して、ご答弁申し上げます。

第3子以降の学校給食費の補助事業につきましては、本市で行っている子育て支援施策とのバランスや財政負担を考慮し、制度設計を行い、令和元年度から実施しているところでございます。

本事業は開始から3年が経過しておりますことから、この間の状況の変化を捉え、他の子育て支援施策や他自治体の動向を踏まえ研究してまいります。

発言番号 3-5	通告第 23 号	新井 兼 議員
----------	----------	---------

《質問事項》

2 ハードとソフトの両面から起業・創業促進の支援強化を図るべき

《質問の要旨》

(5) 市内小中学校における、アントレプレナーシップ(起業家精神)を養う起業家教育の状況について伺う。

【答弁原稿】

大項目2の(5)のご質問に対して、ご答弁申し上げます。

生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会や職業の在り方そのものも大きく変化する可能性が指摘される中、子ども達には厳しい挑戦の時代を乗り越え、未来を切り拓いていく力が必要とされています。このような時代だからこそ、自ら企画し、高い志を持ち、多様な他者と協働しながら、新しい価値を生み出す起業家教育は、これからの時代を生きる子どもたちに求められる資質能力を育むものと考えます。

チャレンジ精神、創造性、探求心等の「起業家精神」(アントレプレナーシップ)や情報収集・分析力、判断力、実行力等「起業家的資質・能力」を育成する「起業家教育」に小中学生の時期から取り組むことは、今重視される「生きる力」を育む教育の一つとしても重要であると考えます。

本市の小中学校では、幅広い視点に立ち、児童生徒の発達の段階に応じ、社会参画の醸成や職業観・勤労観の形成に向けた学習を教育課程に位置づけたキャリア教育に取り組んでいます。特に、特別活動を要とした各教科等における学習の成果を生かした「職業調べ」「職場体験学習」等の体験的な学習は、様々な社会の課題を企業等が事業化して解決していく過程について、直接学ぶ機会となっています。

また、GIGA スクール構想によって整備された ICT 機器の導入を契機に本市が取り組んでいる、実社会の課題を解決するプロジェクト学習としての STEAM 教育では、外資系企業も含め、現在多くの企業と連携をしています。ここでは、直接経営者などから話を聞いたり、起業家の工夫や努力に学んだりしますので、「アントレプレナーシップ」を養うことにつながっているものと考えます。

今後も、学校の教育活動全体を通じて、「アントレプレナーシップ」を養う起業家教育を推進してまいります。

発言番号	3—5	通告第	23	号	新井	兼	議員
------	-----	-----	----	---	----	---	----

《質問事項》

3 インターネット上の誹謗中傷等の対策を強化すべき

《質問の要旨》

(4) 特に青少年に対しては、学校教育と連携した取り組みが必要と考えるが、教育委員会の見解を伺う。

【答弁原稿】

次に、大項目3の(4)でございます。

各学校においては、埼玉県警少年課「非行防止指導班あおぞら」や、埼玉県ネ

ットアドバイザーによる「非行防止教室」の実施、一般財団法人マルチメディア振興センター「e-ネットキャラバン」が実施する「情報モラル教室」の開催や、埼玉県教育委員会がデータとして提供する「埼玉県ネットトラブル注意報」を活用した学級指導など、多くの関係機関との連携を通し、児童生徒のネットトラブル未然防止やインターネットリテラシーの育成に向けた取組を行っております。

また、家庭との連携が重要なことから、これらの活動には保護者に参加をお願いしています。

SNSによる不適切な書き込みなどの問題行動も増加しておりますので、今後も関係機関との連携を一層強化し、児童生徒の情報モラルの育成に努めてまいります。

発言番号	3-6
------	-----

通告第	25	号
-----	----	---

大谷	和子	議員
----	----	----

《質問事項》

3 休校した上内小学校の活用について

《質問の要旨》

校舎や校庭を少し整備し、沢山の市民が利用することで少しでも良い状態を保つことを考えてはいかがか伺う。

【答弁原稿】

大項目3のご質問に対してご答弁申し上げます。

休校中の上内小学校の校舎や体育館につきましては、現時点におきまして、多くの市民が利用する施設として整備することは考えていないところでございますが、建物の機械警備業務や消防設備の点検業務など、引き続き、維持管理をしております。

発言番号	3-7
------	-----

通告第	20	号
-----	----	---

瀬田	博文	議員
----	----	----

《質問事項》

1 学校給食費の近未来について（ウクライナ紛争による食材高騰をうけて）

《質問の要旨》

- (1) 学校給食費の推移と決定根拠について伺う。
- (2) 物価高騰による学校給食費の今後の課題と保護者負担について伺う。
- (3) 学校給食の献立における新たなアイデアについて伺う。

【答弁原稿】

大項目1のご質問に対して、順次ご答弁申し上げます。はじめに、(1)でございます。

学校給食費につきまして、合併以降の推移を申し上げます。

平成22年度、平成23年度は、地区により金額が異なり、小学校は月額3,600円から月額4,000円、中学校は月額4,200円から月額4,750円、でございます。

次に、平成24年度から平成28年度までは、小学校が月額3,880円、中学校が月額4,600円、でございます。

次に、平成29年度からは、小学校が月額4,150円、中学校が月額4,960円、でございます。

学校給食費の決定の過程につきましては、まず、久喜市学校給食審議会に諮問し、同審議会において、本市における学校給食の現状と課題や埼玉県内の各自治体の状況を踏まえた上で、学校給食の食材価格や消費者物価指数など、様々な角度から調査、審議をしていただきます。

その後、同審議会から答申をいただき、最終的には学校給食費の改定について、教育委員会に諮り、決定しております。

次に、(2)でございます。

物価高騰により、学校給食の食材価格も上昇しておりますが、現時点においては、献立に使用する食材の組み替えなど、工夫を凝らすことにより、栄養価を満たした、これまでと同等の献立内容の学校給食を提供しているところでございます。

今後も食材価格の上昇が続く場合、現在の学校給食費で食材費を賄うことが難しい状況になると考えております。

このようなことから、物価の動向を注視し、保護者の皆様の負担を増やすことのないよう対応してまいりたいと考えております。

次に、(3)でございます。

学校給食センターでは、今年度から新たな取り組みとして、夏休み等の長期休業期間中に、久喜市産農産物を調理・加工した後、冷凍保存し、食材として使用することを計画しております。

具体的には、玉ねぎを炒め玉ねぎにし、カレーの食材の一部として使用することや、加工した食材を使用した新たな献立を作成することなどを考えております。

この取り組みにより、久喜市産農産物を学校給食にこれまで以上に多く取り入れることや食品ロスを削減することができるほか、食材価格の平準化が期待でき、物価高騰の影響を少なくする効果もあると考えております。

《質問事項》

1 菖蒲中学校へバス通学する生徒のバス停駐輪場設備の設置について

《質問の要旨》

バス停駐輪場への屋根・照明・防犯対策カメラの設置などがなされておらず、生徒・保護者（家族）・近隣住民が不安感を持っている。これら設備の設置が可能かを伺う。

【答弁予定原稿】

大項目1のご質問に対してご答弁申し上げます。

菖蒲中学校スクールバスの乗降場所は、生徒の待機場所やバスの停車スペースなどを考慮し、保護者からご意見を伺いながら、新校設立準備委員会において協議した結果、5か所を設定することとしたところでございます。

また、乗降場所までの移動は、徒歩を想定していたところでございます。

その後、保護者から乗降場所に駐輪場設置の要望がありましたことから、教育委員会が窓口となり、乗降場所付近の施設の管理者及び土地所有者にご説明し、駐輪のご了解をいただいたところでございます。

また、乗降場所につきましては、バスを利用する生徒の入学及び卒業に伴い、毎年度見直しを行うこととしており、位置を変更する可能性がございます。

このようなことから、屋根などの設置は考えていないところでございます。

《質問事項》

2 菖蒲中学校へ自転車通学する小林小学校区生徒の通学路の安全に関して

《質問の要旨》

通学路への防犯カメラや街路灯の設置・通学路での先生方の交通指導などがなされてはならず生徒保護者近隣住民が不安感を持っている。これらについて設置等が可能かを伺う。

【答弁予定原稿】

大項目2のご質問に対してご答弁申し上げます。

教育委員会では、毎年4月に各学校に対して通学路の危険個所についての確

認を依頼し、その報告を求めているところでございます。

この報告の中には、信号機や横断歩道のほか、防犯カメラや防犯灯の設置等の要望も含まれているところでございます。

提出された要望等につきましては、施設を所管する市の関係部署などと情報を共有し、対応についてお願いしているところでございます。

この度、新たに菖蒲中学校の通学路とされた市道菖蒲52号線につきましては、地元からのご意見や道路の現状を踏まえ、令和4年4月に市の関係部署に対して、防犯灯の増設について依頼をしたところでございます。

なお、新校菖蒲中学校の開校に際し、新たに通学路とされた久喜消防署菖蒲分署の北側を通る市道菖蒲2206号線につきましては、令和4年3月に、防犯灯9基を新設していただいたところです。

また、菖蒲中学校における通学路での交通指導につきましては、中学校校門付近で毎日行っているほか、自転車を利用した巡回も行っております。

併せて教育委員会といたしましては、生徒に対する交通安全教育や交通マナーの啓発について引き続き力を入れていただくよう、各学校に対し指導してまいりたいと考えております。

ウ 久喜市議会令和4年6月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について

久喜市議会				教育委員会 審議等状況
議案番号	件名	上段：上程年月日 下段：議決年月日	議決結果	
議案 第14号	令和4年度久喜市一般会計補正予算（第4号）について	令和4年6月6日 令和4年7月7日	可決	令和4年5月定例会 教育長報告カ
議案 第40号	令和4年度久喜市一般会計補正予算（第5号）について	令和4年7月7日 令和4年7月7日	可決	令和4年7月定例会 教育長報告ア

教育長報告エ 「久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について」につき
ましては、個人情報を含む案件であるため非公開です。